岸和田市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号の移動支援事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業を利用できる者)

- 第2条 事業を利用できる者は、市内に居住する障害者(法第4条第1項の障害者をいう。 以下同じ。)若しくは障害児(法第4条第2項の障害児をいう。以下同じ。)(以下これらを「障害者等」という。)又は市外に居住する障害者等のうち福祉事務所長が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、移動の支援が必要であると福祉事務所長が認めたものとする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 大阪府療育手帳に関する規則(平成 12 年大阪府規則第 42 号)に基づく療育手帳の 交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (4) 前各号のいずれかに準ずる者として福祉事務所長が認めた者 (事業の内容)
- 第3条 事業の内容は、障害者等が社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出をする場合について、岸和田市移動支援事業者(以下「市移動支援事業者」という。)の登録を受けた者からその移動の支援(以下「移動支援」という。)を受けたときに、その費用の一部を支給することとする。
- 2 前項に規定する外出とは、通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出及び社会通念上 適当でない外出を除くものとし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。 (市移動支援事業者の登録等)
- 第4条 前条第1項の登録は、次の各号のいずれかに該当する者のうち福祉事務所長が認めたものについて、その者の名称、所在地その他福祉事務所長が別に定める事項を岸和田市移動支援事業者名簿に記載することにより行う。
 - (1) 法第 29 条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、法附則第8条第1項第 5号の外出介護の実績があるもの
 - (2) 前号に準ずる者として福祉事務所長が認めたもの
- 2 前条第1項の登録を受けようとする者は、福祉事務所長が別に定める申請書に誓約書 その他福祉事務所長が必要と認めた書類を添えて登録の申請をするものとする。
- 3 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、速やかに当該書類を審査し、登録の 可否を書面により通知する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、市移動支援事業者に対し、移動支援の実施等に

ついて報告または書類の提出を求めるものとする。この場合において、市移動支援事業者に移動支援の実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、市長は当該市移動支援事業者に対し、改善を求めるものとする。

- 5 市長は、市移動支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す ものとする。
 - (1) 第4条第1項に該当しなくなったとき。
 - (2) 市移動支援事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 移動支援事業の実施等に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が市移動支援事業者として適当でないと認めるとき。
- 6 市移動支援事業者は、事業を廃止、休止および再開しようとするときは、福祉事務所 長に届け出るものとする。

(利用の申請等)

- 第5条 事業を利用しようとする障害児の保護者又は障害者は、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援事業)支給申請書(別記様式。以下「支給申請書」という。)に当該申請の日の属する年度(当該申請の日が1月1日から6月末日までの日である場合は、当該申請の日の属する年度の前年度とする。第10条第2項において同じ。)に係る市民税の課税状況を証する書類を添えて福祉事務所長に提出し、利用の申請をするものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、速やかに対象者の状況を調査の上、 利用の可否を決定し、移動支援事業利用決定(却下)通知書(以下「通知書」という。) により当該申請した者に通知するものとする。
- 3 通知書の様式は、福祉事務所長が別に定める。
- 4 事業の利用決定を受けた障害者等(以下「利用者」という。)が事業を利用するときは、 利用を希望する市移動支援事業者に通知書を提示し、当該市移動支援事業者と利用の契 約を締結するものとする。

(事業の利用期間及び更新手続)

- 第6条 事業を利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、利用の決定を受けた日からその日以後最初に到来する当該利用者の誕生月の末日までの期間とする。ただし、当該期間が2月に満たない場合は、利用の決定を受けた日からその日以後2度目に到来する誕生月の末日までの期間を利用期間とする。
- 2 利用期間の更新の手続は、前条第1項の規定を準用する。この場合における利用申請 書の提出期限は、当該利用期間満了日の1月前までとする。

(利用申請書の記載事項の変更等)

第7条 利用者(利用者が障害児である場合は、当該利用者の保護者)は、利用申請書の 記載事項に変更があったとき又は事業の利用を中止しようとするときは、速やかに福祉 事務所長に届け出るものとする。

(利用決定の取消し等)

- 第8条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の決定を取り消すものとする。
 - (1) 利用者が法第 19 条第3項に規定する特定施設入所障害者となったとき若しくは長期にわたる入院をし、又は死亡したとき。
 - (2) 利用者が法第5条第3項の重度訪問介護又は移動支援に類する支援に係る費用の支給決定を受けたとき。
 - (3) 利用者が不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が事業の利用を不適当と認めたとき。 (費用の額)
- 第9条 1回当たりの移動支援の費用の額は、1回の外出に係る移動に要した時間(一連の移動に要した時間が 16分に満たない場合はこれを切り捨て、16分以上 30分未満の場合はこれを 30分とする。) 30分当たり 900円を乗じて得た額とする。
- 2 1日当たりの移動支援の費用の額は、当該利用した日に係る移動支援について前項の規定により算出した額を合計した額に、600円を加算して得た額とする。

(利用料の額)

- 第10条 市移動支援事業者が利用者から徴収する1回当たりの利用料の額は、前条第1項 の規定により算出した額の10分の1の額とする。
- 2 市移動支援事業者が一の利用者から徴収する1月当たりの利用料の額は、当該利用した月に係る前項の規定により算出した額の合計額とする。ただし、その額が次表に定める額(以下「利用者負担上限月額」という。)を超える場合は、同表に定める額とする。

区分	利用者負担上限月額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保	0円
護世帯	
当該申請の日に属する年度(以下「当該年度」とい	0 円
う。)市町村民税が非課税の世帯	
当該年度の市町村民税が課税されている世帯	4,000円

(費用の支給)

第11条 市は、移動支援を行った市移動支援事業者に対し、当該移動支援を行った月に係る第9条第2項の規定により算出した費用の額の合計額から前条第2項の規定により 算出した利用料の額を差し引いて得た額(以下「移動支援給付費」という。)を支給するものとする。

(支給の手続)

第 12 条 移動支援給付費の支給を受けようとする市移動支援事業者は、当該移動支援を行った月の翌月の 10 日までに請求書及び移動支援給付費の額の算出根拠となる書類その他福祉事務所長が必要と認める書類を福祉事務所長に提出するものとする。

(費用の返還)

第13条 前条により支給した移動支援給付費について、支給後に不正または不適切な請求

であることが判明した場合、市は移動支援事業者に対し、かかる費用の返還を求めるものとする。なお、事業の変更、廃止などにより市移動支援事業者に異動があるときや、第4条第5項に基づき市移動支援事業者が登録の取り消しを受けたときも、その代表者は継続して費用の返還の責を追うものとする。

附則

- この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年5月1日から施行する。